

平成 20 年度

監査報告書

(行政監査)

(財政援助団体監査)

飯田市監査委員

20 飯監第 13 号

平成 20 年 5 月 19 日

飯 田 市 長	牧野 光朗	様
飯 田 市 議 会 議 長	上澤 義一	様
飯田市教育委員会委員長	牧野 欽次	様
飯田市農業委員会会長	中村 豊	様
飯田市選挙管理委員会委員長	金田 文夫	様

飯田市監査委員	林 栄一
飯田市監査委員	中島 善吉
飯田市監査委員	熊谷 富夫

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定により下記のとおり実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

記

1. 行政監査

- ・随意契約について
- ・不納欠損処理事務について

2. 財政援助団体等監査

- ・(株)ウッドアンドアース
- ・(財)南信濃振興公社
- ・(有)いいだ有機

第1 監査のテーマ

1 随意契約について

第2 監査の目的

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札によることが原則であり、競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の相手方を選択して締結する随意契約については、政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができるとされている。

随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比して、事務手続きが簡便でかつ経費が少なくすみ、さらに発注者にとって信頼できる業者を選定することが出来るメリットがある反面、競争性を目的としたものではないので、その運用を誤ると契約自体が情実に左右され、公正な取引を害する恐れがある。

随意契約に当たっては、特に随意契約とする理由を明確にするなど、法令に基づき厳正かつ公正な発注を行う必要がある。

このため、随意契約に関する事務の適法性、経済性、効率性及び有効性についての検証を行い、今後の事務処理の改善となることを目的として、次の点を主眼として監査を実施することとした。

1. 随意契約の業者選定理由が妥当なものとなっているか
2. 予定価格は適切な基準によって積算されているか
3. 予定価格を業者見積で設定している場合は、できる限り複数の業者から見積書を徴しているか
4. 社会情勢等の変化に対応するなど適時見直しはおこなわれているか
5. 契約書または請書が作成されているか
6. 履行確認のため、適時、厳正に監督、検査がおこなわれているか

第3 監査の期間

平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

第4 監査の対象

平成 18 年度の随意契約の中から、以下に該当するものを抽出。ただし、19 年度に前年度と同じ内容で、同じ相手方と契約をしているものについても対象とした。(委託関係)

1. 金額抽出の根拠は、飯田市財務規則 121 条により請書のいる金額 10 万円を超える金額を対象とした。ただし工事については 50 万円を超えるもの(決算審査対象額)とした。
2. 対象は工事、印刷製本、修繕、物品の購入、物件の借入、委託とした。
3. 上記により抽出し、予定価格の作成状況、随意契約の根拠規程及び理由、契約書や検査調書の作成の有無を調査した。

第5 監査の方法

1. 平成 18 年度の随意契約について上記の対象とした 1 の随意契約を関係部局から提出させ(2,973 件)、その中から 3 の対象を抽出(494 件)し監査を行った。
2. 書類調査
対象事務事業に係る関係書類の調査を実施した。
3. 関係職員からの事情聴取
関係職員から対象事務事業の実態等について、事情を聴取した。

随意契約調査抽出件数

単位：件

区 分	工事	印刷	修繕	物品	使用	委託	合計	金額(千円)
総務部	4			2		23	29	49,234
危機管理部	4		1	3	1	6	15	24,153
企画部	1		1	3	3	9	17	120,110
保健福祉部	2	2	4	12		35	55	99,998
水道環境部	47	2	9	10	1	35	104	538,030
産業経済部	7	3	1	4		26	41	39,245
建設部	45		6	2	3	16	72	127,242
市立病院	2	1	3	2	1	15	24	108,249
上村自治振興センター	1		1	1		5	8	6,438
南信濃自治振興センター	2			1		4	7	8,374
会計課		1				1	2	1,462
教育委員会	13	14	3	20	6	52	108	121,636
議会事務局		1			1	2	4	1,617
選挙管理委員会事務局	1			4		1	6	4,304
農業委員会事務局					1	1	2	1,643
合計	129	24	29	64	17	231	494	1,251,735

第6 監査の結果及び監査意見

監査の結果については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、契約方法の見直しなど、次の事項には特に留意されたい。

1. 長期の継続契約について

物品の借入や、設備の運転・管理業務、メーカーが設置した計器類の定期点検・保守管理業務、施設運営管理業務については、契約内容を十分検討し、適切に業務の実態を把握し、単なる相手先との継続性、前年踏襲による継続契約はその内容等を見直すこと。

2. シルバー人材センターとの契約について

平成16年11月1日付けの地方自治法施行令の改正により、シルバー人材センターからの役務の提供を受ける契約が新たに随意契約事項（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）に加えられたが、この条項の適用のためには、地方公共団体の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公平性を確保するための手続きを地方公共団体の規則で規定する必要があり、本市では、現在、財務規則において、その手続きは規定されていない。よって、本市においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約はできない。シルバー人材センターと随意契約をする場合には、法令に基づき厳正かつ公正な契約を締結されたい。

3. 1者随意契約理由について

地方公共団体の契約の基本は、一般競争入札である。例外的な契約方法である随意契約を行うにあたっては、より適正な契約事務の執行を確保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項（P6参照）の該当状況及びその理由、また1者見積による契約相手方の選定理由を具体的に明記すること。

第7 監査の概要

1. 随意契約の業者選定理由が妥当なものとなっているか

随意契約の方法により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合である。

表1のとおり、494件中第2号（契約の性質または目的が競争入札に適しない）が256件となっている。

工事では第1号（財務規則で定める額の範囲内）が66件、委託では第2号（契約の性質または目的が競争入札に適しない）が175件と多い。

表1 随意契約の理由（自治法施行令第167条の2第1項）（単位：件）

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計
工事	66	18			10	35				129
印刷	11	12				1				24
修繕	13	10			5	1				29
物品	36	28								64
使用料	4	13								17
委託	44	175	5			7				231
合計	174	256	5	0	15	44	0	0	0	494

表1の随意契約の理由の内、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の該当5件については、前記第6の2の監査結果に記載のとおり市の財務規則に規定されていないので、理由としては不適切である。3号とするには規則上定める必要がある。（環境課、林務課、飯田荘、第二飯田荘）

2. 予定価格は適切な基準によって積算されているか

財務規則第105条2項に「予算執行者は予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に執行しなければならない。」とあり、随意契約についても準用するよう、第118条に規定されている。

また、第118条に「特に必要のないときは、予定価格調書の作成を省略できる」となっているが、これは、予定価格を決定すること自体の省略はできないと解される。

相手方からの見積書を参考にして予定価格としている場合は、見積書は予定価格の積算に当たり重要な位置を占めているところから、見積書の徴取に当たっては、市の仕様を明示するとともに、その仕様に基づき算定根拠が明確なものとなっているか精査されたい。

表2 予定価格積算状況（単位：件）

区分	有	無	合計
工事	65	64	129
印刷	12	12	24
修繕	9	20	29
物品	15	49	64
使用料	3	14	17
委託	102	129	231
合計	206	288	494

3. 予定価格を業者見積りで設定している場合は、できる限り複数の業者から見積書を徴しているが財務規則によれば、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとあり、競争性を持たせることを原則としている。ただし、1人の者から見積書を徴することができる場合は、契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるときや、2人以上から見積書を徴することが適当でないとき等条件が規定されている。

今回の抽出調査対象 494 件のうち 349 件について 1 者見積（表 3 - 1）による随意契約となっており、「道路工事や水道工事、下水道工事で施工箇所を既に行っている業者に発注することにより、経費の縮減ができる」や「施設維持管理の場合施工業者が施設や業務を熟知している」、「そのシステム開発業者との専門性・特殊性による」の理由が多かった。また、委託契約の場合、見積選定業者は、毎年固定化している傾向が多く見受けられた。

1 者見積りで相手方が特定される理由（表 3 - 2）は、「専門性・特殊性」が 234 件と 1 番に多く、次に「同時施工による経費縮減」が、39 件となっている。その他の理由としては、複数業者に見積依頼したが辞退があり 1 者となったものや、長期継続契約をしているものであるが、概ね正当な理由があると認められた。

表 3 - 1 見積書徴収業者数（単位：件）

区分	1 者	2 者	3 者以上	合計
工事	98	22	9	129
印刷	7	5	12	24
修繕	17	10	2	29
物品	22	23	19	64
使用料	11	1	5	17
委託	194	25	12	231
合計	349	86	59	494

表 3 - 2 1 者見積の理由（単位：件）

区分	専門性特殊性	実績	緊急性	熟知精通	同時施工による経費縮減	その他	合計
工事	36		23		39		98
印刷	7						7
修繕	11		6				17
物品	20					2	22
使用料	7					4	11
委託	153	5	3	26		7	194
合計	234	5	32	26	39	13	349

随意契約をする場合は、「実績や業務に精通している」、「豊富な経験や実績がある」などの理由も一つの要素とは考えられるが、契約の競争性、公平性、透明性の観点から、より具体的な理由を明確にするなど、法令に基づき厳正かつ公平な発注に心がけ、常に見直しを検討されたい。（福祉課（療育センターひまわり）、保健課、飯田荘、第二飯田荘、産業振興支援課、林務課、市立病院、上郷介護老人保健施設、上村自治振興センター、飯田文化会館）

4. 社会情勢等の変化に対応するなど適時見直しはおこなわれているか

委託の中で、長期間同一業者と契約をしているものはないかという観点から監査を行った。表4のとおり、長期間同一業者との委託契約を行っているのは、委託件数231件中5年以下85件、6～10年32件、11年以上27件であった。

表4 長期間同一業者委託状況（単位：件）

区分	5年以下	6～10年	11年以上	合計
委託	85	32	27	144

上記表のとおり、長期間同一業者との委託契約が見受けられ、これらには正当な理由が認められるが、価格等の見直しが行われていないケースがあり社会情勢等の変化に対応した見直しを行われたい。（秘書広報文書課、保健課、観光課、商業・市街地活性化課、建設管理課、文化会館）

5. 契約書または請書が作成されているか

契約書または請書の作成については財務規則に基づき適正に処理されていた。

契約書または請書を省略してあるものは、10万円以下のものである。

表5 契約書作成状況（単位：件）

区分	契約書	請書	省略	合計
工事	59	70		129
印刷	14	10		24
修繕	8	21		29
物品	33	28	3	64
使用料	15	2		17
委託	205	26		231
合計	334	157	3	494

6. 履行確認のため、適時、厳正に監督、検査がおこなわれているか

履行確認のため、検査や現物確認、業者からの報告書の提出、業務への立会等財務規則、支払事務の手引きにより適正に行われていた。

表6 検収調書等作成状況（単位：件）

区分	検収調書	請求書による検収	無	合計
工事	129			129
印刷	23	1		24
修繕	29			29
物品	61	3		64
使用料	16	1		17
委託	214	17		231
合計	472	22	0	494

参考 関係法令のみ抜粋

地方自治法

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせ

り売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約またはせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額または総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2 不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3 障害者自立支援法第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害者福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約または母子及び寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより受ける契約をするとき。
- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

飯田市財務規則

(予定価格の決定)

第 105 条 予算執行者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予算執行者は、前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

(最低制限価格の決定)

第 106 条 予算執行者は、工事または製造の請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

(予定価格調書の作成)

第 107 条 予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

(随意契約によることができる額)

第 117 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事または製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

(随意契約の見積書の徴収)

第 117 条の 2 予算執行者は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、1 人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札または指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 削除
- (4) 1 件の予定価格が 10 万円以下の修繕をするとき。
- (5) 2 人以上から見積書を徴することが適当でないとき。

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないときまたは 1 件の契約金額が 3 万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

(随意契約の予定価格等)

第 118 条 第 105 条から第 107 条までの規定は、随意契約について準用する。ただし、特に必要がないときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(契約書の作成)

第 120 条 予算執行者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。(以下略)

(契約書作成の省略)

第 121 条 前項の規定にかかわらず、予算執行者は、次の各号の一に該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 50 万円以下の売買、貸借、請負その他の契約または 130 万円以下の工事請負契約をするとき。(以下略)

2 予算執行者は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要事項を記載した請書を契約の相手方から徴さなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 契約金額が 10 万円以下の売買、貸借、請負その他の契約をするとき。
- (3) その他市長が特に必要がないと認めるとき。

第1 監査のテーマ

不納欠損処理事務について

第2 監査の目的

平成 14～18 年度一般会計、特別会計、地方公営企業会計（病院、水道）における未収金（滞納）の状況及び不納欠損処分（*1）を実施したものについて、事務執行が適正かつ効率的に行われているかを検証する。

第3 監査の期間

平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 5 月 19 日

第4 監査の方法

滞納整理事務及び不納欠損処分事務について、次の事項を主眼として、諸帳簿類を調査するとともに、関係職員に説明を受けて行った。

1. 未収金の状況の推移
2. 滞納整理事務の状況
3. 滞納処分の実施状況
4. 不納欠損処分の理由
5. 不納欠損処分の手続き

第5 監査の結果及び監査意見

《監査結果》

- ・未収金の管理にあたっては、専用のシステムを導入しているもの、パソコンで管理しているもの等があるが、それぞれについて適正に管理されている。また、新たな未収金対策として、コンビニエンスストアにおける収納（コンビニ収納）インターネット競売が導入されている。
- ・不納欠損処分については、ほぼ年度末に 1 回実施している。部長決裁後、収入役に通知されていることも確認した。

《監査意見》

1. 本市の一般会計、特別会計においては、過去 5 年間の平均で 1 年当たり 1 億 7,700 万円余の不納欠損処分を実施している。収入調定額の 0.2% に当るが、これらは本来納付されるべきものであって、簡単に欠損とすべきものではない。公平公正な負担となるよう、収納にあたる努力と厳格な対応が望まれる。
2. 水道料、保育料など税外収納については、時効（*2）の完成には基本的に当事者からの「時効の援用」（*7）が必要であるが、当事者が所在不明の場合にはそれがなされず、長期間に渡って債権が残ってしまうこととなる。このような場合、現行法令では万全な対応ができない場合もあり、法的裏付け（根拠）として、税外未収金の取り扱いについて関係条例の早期制定を望むものである。
3. 時効については、債権の種類によって期間が異なるため、法令、通知、判例等により、誤りの無いよう引き続き対応されたい。

第6 監査の概要1（全般の状況及び資料）

1. 未収金の状況について

平成14年度から平成18年度の決算額における一般会計、特別会計の収入額等の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	収入調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成14年度	74,524,093	72,626,747	152,393	1,744,953	97.5%
平成15年度	71,911,428	70,147,547	186,064	1,577,817	97.5%
平成16年度	74,113,131	72,422,173	197,633	1,493,325	97.7%
平成17年度	75,401,315	73,731,000	174,269	1,496,046	97.8%
平成18年度	78,598,515	76,348,170	177,590	2,072,755	97.1%
平均	74,909,696	73,055,127	177,590	1,676,979	97.5%

金額、収納率は、現年度分と過年度繰越分の合計である。また、収入未済額には出納閉鎖後支払われた国県からの交付金（平成18年度は6億8,250万円）を含む。

出納整理期間のない公営企業会計（水道、病院）は除く。

2. 平成18年度収入未済額の発生年度及び収納見込（単位：千円）

発生年度	金額		
平成13年度以前	663,611		
平成14年度	143,694		
平成15年度	198,903		
平成16年度	244,953		
平成17年度	291,379		
平成18年度	530,215	収納可能見込額	収納困難見込額
合計	2,072,755	1,015,724	1,057,031

収納見込は、調査時点における見込であり、その後の進展によって変化するものである。

3. 実地調査

主に収納困難見込額のある次の債権の管理について、担当課に赴き、質問等による監査を実施した。

市税（市民税ほか）	総務部 納税課
患者負担金	市立病院 医事課
保育園保護者負担金	保健福祉部 子育て支援課
公営住宅使用料	建設部 都市整備課
道路河川占用料	建設部 都市整備課
水道料金等	水道局（水道環境部）水道業務課

第7 監査の概要2（現地調査の状況）

1. 市税（市民税ほか）【担当課 総務部 納税課】

（1）未収金等の状況について

平成14年度から平成18年度の決算額における市税の収入未収金及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	収入調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 14 年度	14,125,640	13,217,676	91,568	816,396	93.6%
平成 15 年度	13,529,962	12,640,610	110,370	778,982	93.4%
平成 16 年度	13,396,735	12,504,002	129,812	762,921	93.3%
平成 17 年度	13,592,991	12,765,519	114,196	713,276	93.9%
平成 18 年度	14,146,489	13,404,128	117,531	624,830	94.8%

金額、収納率は、現年度分と過年度繰越分の合計である。

(2) 滞納整理事務の基本的な流れ

納付書を発送

納期到来後 20 日以内に督促状を発送

翌月催告書を発送(税により異なる)

以降、随時電話催告、訪問及び警告書を発送(年 2 回程度)し納付を促している。

なお、必要に応じ、分納誓約や差押等を実施している。

不納欠損処分の実施(時効の完成など)

(3) 滞納整理事務について

総合行政情報システム(Reams.NET)及び滞納管理システムにより、諸税の収納管理及び滞納整理事務を行っており、諸帳簿類及び台帳類は同システムに組み込まれている。

同システムによる帳簿類としては、賦課情報・納付履歴・滞納情報などの収納状況記録、交渉状況・交渉内容・通知履歴などの折衝記録がある。同システム以外の諸帳簿類、書類としては、減免申請書・納付誓約書などがあり、種類別にファイル管理されている。

納付書や督促状などは、電算処理により一括作成され、住所不明者については公示送達(*3)を行なっている。

生活困窮など配慮を要する者に対しては、分納や徴収猶予などの緩和措置がとられ、減免申請書や納付誓約書により時効中断(*4)の理由や経過が記録されている。また、延滞金の減免についても同様になされている。

執行停止後の資力回復状況については、預貯金や保険などの財産調査が行なわれ、適切に執行停止の取消がなされていた。

(4) 債権の保全、徴収努力について

債権(未収金)の回収については、電話催告、文書催告、訪問等による納税指導が行なわれている。財産調査の結果、財産が把握されたものについては、差押等が実施され、債権の保全がなされている。差押の対象としては、不動産、預貯金、給与などがあり、差押による早期の納付を促す措置がとられていた。平成 18 年度は預貯金(347 件)、不動産(116 件)、給与(51 件)など、合計 552 件の差押えが実施されている。これは、平成 17 年度より 250 件多く、厳正な執行により徴収が図られている。

時効の中断措置については、差押調書、交付要求書、納付誓約書など交渉記録がなされていた。

(5) 滞納処分の実施状況について

滞納者については、現年度分及び過年度滞納繰越分の徴収など未収金の整理、回収に努め、完納しないときは、預貯金・不動産等の財産や、債権、国税還付金の差押及び参加差

押（*5）並びに交付要求（*6）といった滞納処分を実施している。なお、参加差押や交付要求については先着手優先の原則があるため、常に信用調査会社などからの情報収集に努めて、配当などの債権保全や債権回収に努めている。

（6）不納欠損処分について

平成18年度は、平成4年度以降の未収金5,051件について、部長決裁により不納欠損処分し、収入役に通知されている。その理由は、財産が無い、生活困窮、所在不明（職権消除（*8）含む）などによる執行停止が3年継続したもの（地方税法第15条の7第4項1,721件）納税義務の即時消滅（同法同条第5項977件）及び納税義務の時効消滅（同法第18条第1項1,594件）などである。

不納欠損処理を実施する判断基準については、納税課において毎年職員研修を実施し、職員間の判断基準の統一を図っている。

不納欠損処分の時期については、抽出による試査の結果、実情、現況、財産調査に基づき、不納欠損処分する要件を満たしていた。不納欠損処分に係る手続については、時効の起算日に誤りはなく、督促、分納誓約、交付要求、差押による時効の中断措置も適正であった。

（7）その他

当市においては、税務課において課税（賦課）し、納税課において徴収している。よって両課における連携体制は重要である。両課において緊密な連携を取り、スムーズな課税・徴収事務が行なわれることを望むものである。

2. 市立病院患者負担金【担当課 市立病院事務局 医事課】

（1）患者負担金の未収金について

平成19年度における繰越未収金の収入状況は下表のとおりである。

（単位：千円）

区分	発生年度	繰越未収金 (19.4.1)	不納欠損額	19年度中の収入	19年度末未収金 (20.3.31)
入院	13	3,750	2,817	401	532
	14	4,775	0	530	4,245
	15	3,489	0	817	2,672
	16	6,826	0	906	5,920
	17	8,680	0	559	8,121
	18	88,529	0	81,517	7,012
外来	13	478	478	0	0
	14	286	0	0	286
	15	484	0	67	417
	16	1,445	0	72	1,373
	17	1,770	0	485	1,285
	18	12,431	0	10,276	2,155
合計		132,943	3,295	95,630	34,018

(2) 滞納整理事務の基本的な流れ

請求書を発送

以降、事情のある方には、随時電話連絡等の実施

納期後 1 ヶ月を目安に督促状を発送

以降、随時電話連絡、訪問等を実施し納付を促している。

随時、催告書を発送

不納欠損処分の実施（時効の完成など）

(3) 滞納整理事務について

市立病院の利用者は、飯田市民に限られていない。そのため、滞納者が市外在住の場合には、情報収集や収納業務に多くの困難が伴う。

滞納については、未収金システム及び滞納整理票にて、収納管理し滞納整理事務を行なっている。また、個人別ファイルにより、交渉状況、交渉内容等が記録され、関係書類等が保管されている。

督促状等の作成は、同システムにより一括作成されている。

督促状の発送は、郵送を基本としている。居住不明等による返送分については、住民記録等の調査を行なっているが、市外の場合には対応することが難しくなっている。

生活困窮者などに対しては、分納などの緩和措置もとられている。

(4) 債権の保全、徴収努力について

債権（未収金）の回収については、電話催告、文書催告、訪問等による納付指導が行なわれている。職員の電話による督促、また臨時職員（1名）の訪問集金も実施している。

(5) 滞納処分の実施状況について

滞納があっても診療拒否等とはできない。また、財産調査権がないため、強制徴収を行なうことができないのが実情である。

未収金システムにより、未納者については診療受付時等に画面に表示され、担当者により支払について確認を行なっている。

(6) 不納欠損処分について

平成 18 年度は、平成 12 年度の未収金 57 件について、部長決裁により不納欠損処分がなされ、収入役に通知されている。所在不明（職権消除含む）(18 件)、死亡(13 件) 等である。

(7) その他

時効到達時期について、現在は初回請求日より 5 年経過後としているが、これについては分割納付等による時効の中断が考慮されていない。また、最高裁の判決（平成 17 年 11 月 24 日）により時効は 3 年とされているので、時効到達時期については誤りの無いよう取り扱われたい。

時効到達前において、債務者の死亡、所在不明等について、現在は調定更正によって処理されているものもあるが、これについては時効を待たずに不納欠損処分により処理する方法も考えられるので、法令等に従った事務処理に努められたい。

3. 保育園保護者負担金（保育料）【担当課 保健福祉部 子育て支援課】

（1）未収金等の状況について

平成 14 年度から平成 18 年度の決算額における収入未収金及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	収入調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 14 年度	770,588	761,507	1,180	7,901	98.8%
平成 15 年度	791,434	783,217	475	7,742	99.0%
平成 16 年度	775,677	764,532	0	11,145	98.6%
平成 17 年度	848,025	833,392	0	14,633	98.3%
平成 18 年度	864,169	843,263	0	20,906	97.6%

金額、収納率は、現年度分と過年度繰越分の合計である。

（2）滞納整理事務の基本的な流れ

納付書を発送、口座振替契約者は納期当日に口座振替

口座振替契約者は翌月中旬に再振替。納期到来後 20 日ごろに督促状を発送

以降、毎月督促状を発送している。なお、必要に応じ、分納約束を実施している。

年 2 回程度滞納整理期間を設定し、滞納整理にあたる。

不納欠損処分の実施（時効の完成など）

（3）滞納整理事務について

総合行政情報システム（Reams.NET）により、保育料の収納管理及び滞納整理事務を行っており、諸帳簿類及び台帳類は同システムに組み込まれている。

同システムによる帳簿類としては、調定及び収納の状況などがある。同システム以外の諸帳簿類、書類としては、分納計画書、交渉記録などがあり、個人別にファイル管理されている。

納付書や督促状などは、電算処理により一括作成されている。

督促状等の発送管理については、在園者については各園の園長（私立を含む）から保護者への直接手渡し、卒園者については郵送が行なわれている。なお、居住不明等による返送分については、住民記録や関係機関等の調査により再発送を行なっている。

生活困窮など配慮を要する者に対しては、分納など徴収の緩和措置がとられ、納付困難な理由や経過が記録されている。また、延滞金については「督促に対しては手数料、延滞金の徴収をなし得ない（昭和 45 年 12 月 12 日行政実例）」となっており、徴収できない。

（4）債権の保全、徴収努力について

債権（未収金）の回収については、電話催告、文書催告、面接等により納付指導が行なわれている。また、各園の園長は、現金取扱員に指定されており、保育園でも納付できることとなっている。

時効の中断措置については、現在は行なわれていないが、今後税外未収金に関する条例の制定にあたり、納付誓約書も併せて使い分けていく予定である。

（5）滞納処分の実施状況について

保育園については、児童福祉法の規定により、保護者負担金に滞納があっても、園児の登園を拒否することができない。税外未収金に関する条例の制定以後は、全庁的な取り組み

みに併せて、適切な収納への取り組みが予定されている。

(6) 不納欠損処分について

平成 18 年度は、不納欠損処分は実施されていない。

(7) その他

保育料については、平成 16 年度以来、3 年間不納欠損処分が実施されていないが、その滞納案件においては、収納困難と思われるものも見受けられる。収納が確実に不可能であるならば、不納欠損処分により事務の軽減、効率化を図るよう対処されたい。

また、収納未済額についても近年増加しており、その滞納理由の調査、分析等により、その収納対策をたてるとともに、適切な対応をとられたい。

4. 公営住宅使用料【担当課 建設部 建設管理課】

(1) 未収金等の状況について

平成 14 年度から平成 18 年度の決算額における収入未収金及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	収入調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 14 年度	188,718	165,864	0	22,854	87.9%
平成 15 年度	184,965	155,652	0	29,313	84.2%
平成 16 年度	187,385	146,152	0	41,233	78.0%
平成 17 年度	202,454	153,422	271	48,761	75.8%
平成 18 年度	216,839	167,315	228	49,296	77.2%

金額、収納率は、現年度分と過年度繰越分の合計である。

(2) 滞納整理事務の基本的な流れ

納付書を発送(年 4 回)

納期到来後 20 日以内に督促状を直接手渡し

以降、毎月督促状を発送している。なお、必要に応じ、分納誓約書等による時効の中断を実施している。

催告書を年 1 回程度発送

不納欠損処分の実施(時効の完成など)

(3) 滞納整理事務について

住宅管理システムにて、住宅使用料の収納管理及び滞納整理事務を行っており、諸帳簿類及び台帳類は同システムに組み込まれている。

同システムによる帳簿類としては、調定及び収納の状況、交渉記録等がある。同システム以外の諸帳簿類、書類としては、分納誓約書、減免申請書などがあり、種類別にファイル管理されている。

納付書や督促状などは、同システムにより一括作成されている。

督促状等の発送管理については、翌月全家庭を訪問し、直接手渡ししている。

生活困窮など配慮を要する家庭に対しては、分納など徴収の緩和措置がとられ、分納誓約書により時効中断の理由や経過が記録されている。また、延滞金については規程がなく徴収できない。

(4) 債権の保全、徴収努力について

債権（未収金）の回収については、電話催告、文書催告、面接等により納付指導が行なわれている。滞納がある家庭については、翌月全家庭を訪問している。

時効の中断措置については、分割納付誓約書など交渉記録がなされていた。

(5) 滞納処分の実施状況について

滞納のある世帯の居住する家屋については軽微な建物・設備の修繕を実施しない、あるいは自家用車購入に必要な車庫証明を行わないなどの措置を講じている。

(6) 不納欠損処分について

平成 18 年度は、平成 15 年度以降の未収金 21 ヶ月分（1 世帯）について、部長決裁により不納欠損処分がなされ、収入役に通知されている。その理由は自己破産である。

内容については不納欠損処分する要件を満たしており、また時効の起算日に誤りはなかった。

(7) その他

収納率が低下傾向である。公平公正な負担のため、滞納の解消に努められたい。

5. 道路河川占用料【担当課 建設部 建設管理課】

(1) 未収金等の状況について

平成 14 年から平成 18 年度の決算額における収入未収金及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	収入調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 14 年度	39,446	39,336	0	110	99.7%
平成 15 年度	39,442	39,265	0	177	99.6%
平成 16 年度	38,898	38,650	0	248	99.4%
平成 17 年度	38,968	38,700	0	268	99.3%
平成 18 年度	40,085	39,867	0	218	99.5%

金額、収納率は、現年度分と過年度繰越分の合計である。

(2) 滞納整理事務の基本的な流れ

納付書を発送（年 1 回 6 月ころ）

以後、督促状（9 月）、催告書（12 月）を発送し、訪問等（3 月）を行なう。

不納欠損処分の実施（時効の完成など）

(3) 滞納整理事務について

占用料の収納管理及び滞納整理事務については、財務会計システム及びパソコンにて収納管理を行なっている。占用料の滞納は、主に個人や小規模企業が占用している部分で発生している。

納付書や督促状などは、同システムにより一括作成され、郵送または訪問し手渡ししている。また、延滞金については規程がないため、徴収していない。

(4) 債権の保全、徴収努力について

滞納額は1件あたり少額であり、訪問等によって当事者に接触できれば、ほとんどがその場で納付されている。

(5) 滞納処分の実施状況について

前記のとおり、当事者と接触できれば徴収可能であるため、滞納処分等は実施していない。

(6) 不納欠損処分について

平成18年度は、不納欠損処分は実施されていない。平成19年度において、倒産及び占有状態がないにもかかわらず当事者より廃止届のなかった3件について、不納欠損処分が行なわれている。

6. 水道料金等【担当課 水道業務課】

水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、特環下水道使用料、農集排使用料と、5種類を取り扱っているが、取扱方法はほぼ同じであるため、水道料金について、調査を行った。

(1) 未収金等の状況について

平成14年度から平成18年度の決算額における収入未収金及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。(水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、特環下水道使用料、農集排使用料)

(単位：千円)

	収入調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成14年度	2,933,081	2,892,216	1,071	39,794	98.6%
平成15年度	2,971,085	2,929,420	1,582	40,083	98.6%
平成16年度	3,091,555	3,038,053	3,857	49,645	98.3%
平成17年度	3,151,637	3,102,518	1,545	47,574	98.4%
平成18年度	3,188,103	3,134,151	2,546	51,406	98.3%

金額、収納率は、現年度分と過年度繰越分の合計である。

(2) 滞納整理事務の基本的な流れ

納入通知書を発送

納期翌月に督促状を発送

督促状による納期翌月に催告書を発送

以降、随時電話連絡、訪問等を実施し納付を促している。なお、必要に応じ、分納誓約等による時効の中断を実施している。

催告書による納期翌月に給水停止

不納欠損処分の実施(時効の完成など)

(3) 滞納整理事務について

水道料金会計については、上下水道料金調定システムが導入され、水道料金等の収納管理及び滞納整理事務を行っており、諸帳簿類及び台帳類は同システムに組み込まれている。

同システムによる帳簿類としては、調定及び収納等の状況、督促状等の発行履歴、交渉

記録などである。同システム以外の諸帳簿類、書類としては、分納誓約書・交渉記録などがあり、個人別にファイル管理されている。

納付書や督促状なども同システムにより一括作成されている。

督促状等の居住不明等による返送分については、住民記録や関係機関等の調査により再発送を行なっている。

生活困窮など配慮を要する者に対しては、分納など徴収の緩和措置がとられ、分納誓約書により時効中断の理由や経過が記録されている。また、延滞金については規程があるものの、同システム改修に多額の費用が必要である。水道料金に関しては、3ヶ月を経過すると給水停止により完納され、その結果、延滞金が発生しないケースが大多数を占めている。システム改修に要する費用が延滞金収入を大幅に上回ると見込まれ、現在は徴収していない。

(4) 債権の保全、徴収努力について

債権（未収金）の回収については、電話催告、文書催告、訪問等による納付指導が行なわれている。また、滞納整理員2名が専門に滞納整理にあたっている。

時効の中断措置については、分割納付誓約書など交渉記録がなされていた。

(5) 滞納処分の実施状況について

水道料は、3ヶ月滞納すると、給水停止措置を講じている。水道は生活していく上で欠かせないものであり、滞納処分の効果が期待できる。

一方、下水道使用料については滞納があっても、下水処理の受け入れ拒否をすることができず、効果的な対策がない。

(6) 不納欠損処分について

平成18年度は平成12年度以降の未収金341件について、部長決裁により不納欠損処分が実施され、収入役に通知されている。その理由は、時効（地方自治法第236条第1項21件）、所在不明（職権消除含む）・死亡等（地方税法第15条の7第5項320件）である。

不納欠損処分の時期については、抽出による試査の結果、実情、現況、財産調査に基づき、不納欠損処分する要件を満たしていた。不納欠損処分に係る手続については、時効の起算日に誤りはなく、督促、分納誓約、交付要求、差押による時効の中断措置も適正であった。

(7) その他

当市においては、水道料金及び下水道使用料ともに同時集金であるが、水道料金の時効は2年、下水道使用料は5年となっており、3年間の差がある。時効の中断、不納欠損処分等実施する場合、この時間差について誤りの無いよう処理されたい。

滞納処分について、水道料については給水停止ができるが、下水道使用料については対応が難しくなっている。使用者間の公平を保つような取り扱いを望むものである。

7. 霊園管理料【担当課 水道環境部 環境課】

(1) 未収金等の状況について

平成14年度から平成18年度の決算額における収入未収金及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	収入調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 14 年度	5,784	5,724	0	60	99.0%
平成 15 年度	5,672	5,537	0	135	97.6%
平成 16 年度	7,191	7,089	0	102	98.6%
平成 17 年度	9,285	9,219	0	66	99.3%
平成 18 年度	8,652	8,601	0	51	99.4%

金額、収納率は、現年度分と過年度繰越分の合計である。

(2) 滞納整理事務の基本的な流れ

納付書を発送 (通常年 1 回)

以降、年 4 ~ 5 回、督促状等を発送する。

不納欠損処分の実施 (時効の完成など)

(3) 滞納整理事務について

使用者台帳整理簿、霊園管理料の収納管理及び滞納整理事務を行なっている。また、滞納整理関係書類として、発送記録、交渉記録等が管理されている。

納付書や督促状などは、財務会計システムにより作成されている。延滞金については規程がなく、徴収していない。

(4) 債権の保全、徴収努力について

債権 (未収金) の回収については、電話催告、文書催告、訪問等により納付指導が行なわれている。

現在、滞納となっている使用料は、その使用者の所在不明によるものであり、それ以外の使用者については、納付されている。

(5) 滞納処分の実施状況について

7 年間の滞納にて契約を解除することとなっている。今までに契約を解除した事例はないが、平成 20 年度末には滞納により契約を解除しなければならない事案が 1 件存在する。

(6) 不納欠損処分について

平成 18 年度は、不納欠損処分を行っていない。

(7) その他

霊園管理料未納による契約解除後の遺骨の管理等について事前に検討されたい。

用語の説明

*1 不納欠損処分

自治体が税などを徴収できず、徴収を放棄する処分。債務者の死亡や法人などの解散、時効の成立などの理由がある。

*2 時効 (消滅時効)

一定期間、債務の返済を行わない場合に、その返済義務がなくなること。法令の定めによりその期間は異なる。主な債権の消滅時効は次のとおり。

2年 水道料金

3年 病院患者負担金

5年 地方税、負担金、下水道使用料、授業料、占用料、公営住宅使用料

10年 貸付金

*3 公示送達

通知を受け取る方の住所が不明な場合、郵送では届かないため、市役所の掲示場に掲示して公告し、一定の期間経過後、その通知書が届いたとみなす制度。

*4 時効の中断

進行中の時効期間の効力が失われる（時効の期間がリセットされる）こと。方法としては「請求」「差押等」「承認」がある。

*5 参加差押

すでに他の行政機関の差押がある場合に、2番手以降として差押えること。

*6 交付要求

裁判所の行なう競売や、税務署等が差押えた財産を公売する際に、未納の税金があると申し立て、公売金などに余剰金がある場合に配当を受けること。

*7 時効の援用

時効の完成によって利益を受ける方が、時効の完成を主張すること（「時効だから支払いません」と宣言すること）。通常、当事者が時効の援用を行わない限り、時効の効果は発生しないものとされている。

*8 職権消除

市民課の職員が現地確認等を行ない、住民票記載住所に居住しておらずかつ消息不明の場合、その住民票を職権（職務上の権限）で抹消すること。

1 監査の対象

株式会社ウッドアンドアース(以下「ウッドアンドアース」という。)

代表取締役 小澤誠一

所在地 飯田市南信濃木沢135-8

上記団体の主管部署 南信濃自治振興センター

2 監査の期間

平成19年12月7日から平成20年5月19日まで

3 監査の範囲

出資団体として、主として平成17年度(平成17年4月1日~平成18年3月31日)及び18年度(平成18年4月1日~平成19年3月31日)の事業に係る出納その他の事務の執行について監査の対象とした。

4 監査の方法

ウッドアンドアースに係る出納その他の事務・事業について、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受けて行った。

- (1) 規約及び経理等に関する諸規程は整備されているか。
- (2) 設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 関係帳票の整備、記録は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 収支の会計経理は適正か。また、経費節減は図られているか。
- (5) 主管する部署による指導監督は適切に行われているか。

5 監査の結果及び、監査意見並びに、指摘事項

《監査結果》

ウッドアンドアースの事業運営は設立目的に沿って行われている。

株主総会には南信濃自治振興センター区長と林務課長が出席している。

ウッドアンドアース及び主管部署である南信濃自治振興センターの事務処理については、おおむね適正に処理されているものと認めた。

また、関係諸規程や諸帳簿は、整備されていた。今後も、売上高増に努力するとともにコスト削減を行い健全経営に努められたい。

なお、事務の一部について、検討又は改善を要する事項が見受けられた。

《監査意見》

ウッドアンドアース及び主管部署である南信濃自治振興センターへの監査意見は次のとおりである。

南信濃自治振興センターは、市からウッドアンドアースへの設備・備品等の貸与を含め、出資者の立場で主管部署としての業務を行っている。

今後、同社の営業に係る、間伐林の利用促進等林業振興を図っていくには、林務課の支援がさらに必要であると思われる。

市が出資している理由の一つは、雇用促進による若者定住対策である。

雇用対策でありながら社員の入れ替わりが多く、育成にも時間もかかり不効率である。若者定住

に結びつくような対策について検討されたい。

《指摘事項》

南信濃自治振興センターに対する監査指摘事項及びそれに対する措置状況

(1) 市が貸与している備品については、所有者を明確にされたい。

【措置状況(回答)】

・ウッドアンドアースの備品と市の備品を区分けし、市の備品については会計課と調整し登録します。なお、登録後はシールを貼付し管理します。

6 監査対象団体の概要等

(1) 設立目的

遠山杉の利用促進を行うため、木材、製材、並びに木工品の製造販売等を目的として、平成8年4月、南信濃村・南信濃村森林組合・(有)信和木材の3者が発起人となり設立された。

(2) 事業の内容

- ア. 木材、製材ならびに販売業
- イ. 木工品の製造販売
- ウ. 木材伐出請負業
- エ. 山林の経営
- オ. 前各号に付帯する一切の業務

(3) 出資の状況

現在、発行株式総数は260株1,300万円で、うち飯田市持ち分140株(53.85%)700万円である。

なお、会社法改正を受け、定款変更を行っており、「当社の株式については、株券を発行しない」としている。

(4) 組織(平成19年4月1日現在)

役員は、代表取締役1名、取締役2名、監査役1名が置かれ、社員は13名(内パート社員6名)が就業している。

市の関係で役職に就任している者はいない。

(5) 施設の概要

- ア. 土地 敷地面積 12,309.55㎡(内飯田市から借地3,341.02㎡)
- イ. 建物 管理棟他 1,709.14㎡(飯田市から借用)

(6) 従業員の状況

ア. 従業員の状況(平成20年1月1日現在)

従業員	人数	摘 要
正規社員	7名(2名)	平均年令 35才 平均勤続年数 4年
パート社員	6名(4名)	平均年令 45才 平均勤続年数 3年
計	13名(6名)	

()内は女性の人数

財務状況

イ. 経営状況

(単位：千円)

事業年度 区分	5期： 12年度	6期： 13年度	7期： 14年度	8期： 15年度	9期： 16年度	10期： 17年度	11期： 18年度
売上高	132,841	136,941	143,630	145,443	111,378	126,123	120,016
役員報酬	1,000	1,200	0	1,200	2,800	2,720	3,250
従業員給料	34,972	35,703	35,237	31,981	29,338	26,258	25,488
当期純利益	5,850	14,652	1,863	998	10,170	3,882	1,884

平成16年度以前は合併前であるが、参考資料として掲載した。

ウ. 比較損益計算書

(単位：千円)

科目	平成17年度 第10期(A)	平成18年度 第11期(B)	増減 (B-A)
【売上高】	126,123	120,016	6,107
売上高	121,690	119,410	2,280
製材雑収入	63		63
副産物収入	885	1,142	257
商品売上高	4,026		4,026
売上値引・戻り高	541	536	5
【売上原価】			
仕入高	3,468		3,468
当期製品製造原価	115,414	104,512	10,902
売上総利益	7,241	15,504	8,263
【販売費及び一般管理費】	10,135	13,238	3,103
営業利益	2,894	2,266	5,160
【営業外収益】	4	12	8
受取利息	0	7	7
受取配当金	0	1	1
雑収入	4	4	0
【営業外費用】	83	214	131
支払利息	83	214	131
経常利益	2,973	2,064	5,037
【特別損益の部】			
【特別利益】			
補助金収入	7,035		7,035
税引前当期純利益	4,062	2,064	1,998
法人税等充当額	180	180	0
当期純利益	3,882	1,884	1,998
前期繰越利益	13,659	17,541	3,882
当期末処分利益	17,541	19,425	1,884

売上高は減少傾向にあり、販売費及び一般管理費は前期比310万3千円の増となっているが、経常利益は前期はマイナスであったが、製造原価の削減に努力した結果プラス(206万4千円)となっている。

1 監査の対象

財団法人 飯田市南信濃振興公社（以下「公社」という。）
理事長 村澤弘郷
所在地 飯田市南信濃和田 548-1
上記団体の主管部署 南信濃自治振興センター

2 監査の期間

平成 19 年 12 月 7 日から平成 20 年 5 月 19 日まで

3 監査の範囲

出資団体として、主に平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）、18 年度（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）及び 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の事務事業に係る出納その他の事務の執行について、監査対象とした。

4 監査の方法

公社に係る出納その他の事務事業について、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受けて行った。

- （１）規約及び経理等に関する諸規程は整備されているか。
- （２）設立目的に沿った事業運営が行われているか。また、補助金は目的に添って適切かつ効率的に執行されているか。
- （３）関係帳票の整備、記録は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- （４）収支の会計経理は適正か。また、経費節減は図られているか。
- （５）主管部署による指導監督は適切に行われているか。

5 監査の結果及び、監査意見並びに、指摘事項

《監査結果》

公社及び主管部署である南信濃自治振興センターの監査の結果は次のとおりである。

公社の理事長には南信濃地区区長が、事務局長には飯田市からの出向職員がそれぞれ就任しており、また主管部署である南信濃自治振興センターの事務長や職員が評議員として関わっていることから、事業推進について主管部署が指導監督できる体制にあることを確認した。

公社の運営は主に公共施設の管理運営事業であるが、その他の事業実施についても、設立目的に沿った運営がなされている。また、関係諸帳簿が整備され、管理されている。諸規程については、一部未整備の点が見受けられた。

公社の経営については、かぐらの湯への来客数が減少傾向であるが、人件費の削減や食堂部門の統合（平成 19 年 2 月 1 日）などにより、経営改善に向け努力している。平成 18 年度においては飯田市から 800 万円の特別補助を受け、約 385 万円の当期収支差額を計上した。厳しい経営状況であることから今後も経営改善に努められたい。

《監査意見》

公社及び主管部署である南信濃自治振興センターに対する監査意見は次のとおりである。

公社に対する監査意見

三遠南信自動車道の開通が待たれるところであるが、経営改善を進める中で、質の高いサービス

の提供や法人としての自立など、基盤強化に向けて努力されている。今後も常に改善に配慮された取り組みを継続されたい。

個別意見は次のとおりである。

- (1) 関係機関と連携をとり、遠山郷全体の観光推進に努められたい。
- (2) 公社の経営に関する、人材育成に取り組まれたい。
- (3) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に沿った運営に、引き続き心がけられたい。また、同指針による情報公開に積極的に取り組まれたい。
- (4) 平成20年度に予定されている公益法人制度改革（一般財団法人または公益財団法人への移行など）に向け、情報収集する中で、より良い方向を検討されたい。
- (5) 交際費の支出にあたっては、その用途、目的、出席者名、出席人員など、詳細に記録を残されたい。
- (6) 監事の会計監査報告書について、より具体的な監査報告の記述をされたい。

南信濃自治振興センターに対する監査意見

公社の活動が活発となるよう、指導・助言、関係機関との連絡調整等に引き続き配慮されたい。個別意見は次のとおりである。

- (1) 補助事業や委託事業に関してその必要性や成果について毎年検証されたい。

《指摘事項》

公社に対する監査指摘事項及びそれに対する措置状況

- (1) 処務関係規程、経理関係規程の整備をされたい。

【措置状況（回答）】

- ・合併前の規程が改定されないままとなっていたので、早急に改定、整備します。

6 監査対象団体の概要等

(1) 設立

ア. 設立経過

旧南信濃村において「南信濃村振興公社」として設立された。その後、南信濃村が飯田市へ合併したことにより、「飯田市南信濃振興公社」と名称を変更し現在に至る。

イ. 設立目的

旧南信濃村の区域において、豊かで美しい貴重な自然を尊重し、先人が残した伝統ある歴史、文化の恒久的な保存を図りながら都市との交流、自然との調和のとれた観光資源の開発等を行なうことにより、地域の活性化並びに住民の生活文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

ウ. 設立年月日

設立許可年月日：平成4年3月11日

(2) 事業の内容

- ア. 自然を活用した都市との交流事業
- イ. ふるさと創造体験事業
- ウ. 特産品の開発等による地場産業振興事業
- エ. 地域振興のためのイベントの研究及び実施事業
- オ. 講演会等による文化に関する事業
- カ. 公共施設の管理運営事業
- キ. 保健休養施設の管理運営事業

ク. 前号までに掲げるもののほか、目的を達成するため必要と認める事業

(3) 出資の状況

公社設立に対して、飯田市（旧南信濃村）から 5,000 万円の出資を受け、うち 4,500 万円を固定資産（基本財産）500 万円を流動資産（現金預金）として管理している。

(4) 組織（平成 19 年 4 月 1 日現在）

役員は、理事 10 名（うち理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名） 監事 2 名、評議員 10 名が置かれている。

職員は、24 名でそのうち事務局職員 2 名である。事務局職員のうち 1 名は飯田市からの派遣であり、その他の職員は全て時間給のパート職員である。

(5) 平成 18 年度実施事業

ア. 誘客事業（情報提供・情報発信・宣伝、体験ツアー、商品販売）

来館者への情報提供、インターネットによる情報発信、体験ツアーの開催、特産品のネット販売等の実施

イ. 公共施設の管理運営事業

かぐらの湯他、公共施設（直営・指定管理）の管理運営

南信濃地域農産物等活用型総合交流促進施設・南信濃温泉交流施設

（かぐらの湯、ゆー楽、くまぶし）

南信濃森林林業情報発信施設（アンバマイ館）

南信濃便ヶ島森林公園施設

南信濃陶芸館

(6) 財務状況

ア. 収支決算の比較

（単位：千円）

勘定科目	平成 17 年度	平成 18 年度	増 減
収入の部			
1 基本財産運用収入（利息）	36	48	12
2 事業収入	83,652	91,172	7,520
温泉収入	44,620	47,405	2,785
食堂収入	292	7,626	7,334
販売収入	29,617	27,818	1,799
その他の収入	9,123	8,323	800
3 補助金等収入（市）	8,958	15,550	6,592
4 雑収入	195	55	140
5 回数券販売収入	12,191	6,429	5,762
前期繰越収支差額	4,591	466	5,057
収入合計	100,441	113,720	13,279
支出			
1 事業費支出	85,027	89,973	4,946
材料費	17,756	20,876	3,120
人件費	21,296	20,594	702

その他経費	45,975	48,503	2,528
2 管理費支出	9,960	10,768	808
3 回数券償却	4,988	8,661	3,673
支出合計	99,975	109,402	9,427
当期収支差額	5,057	3,852	1,205
次期繰越収支差額	466	4,318	3,852

・ 食堂収入の前年対比 733 万 4 千円の増加は、平成 19 年 2 月 1 日より食堂部門が委託から直営になったことによる。

・ 補助金等収入の前年度対比 659 万 2 千円の増加は、飯田市から特別補助 800 万円を受けたことによる。

イ.貸借対照表の比較

(単位：千円)

資産の部			
科 目	平成 17 年度末	平成 18 年度末	増 減
流動資産	17,065	28,425	11,360
現金・預金	11,683	14,531	2,848
売掛金	0	7	7
未収金	804	8,041	7,237
たな卸資産	4,530	5,846	1,316
前払費用	48	0	48
固定資産 基本財産定期預金	45,000	45,000	0
資産の部合計	62,065	73,425	11,360

負債の部			
科 目	平成 17 年度末	平成 18 年度末	増 減
流動負債	19,272	23,231	3,959
買掛金	798	2,891	2,093
未払金	8,026	10,781	2,755
未払費用	997	2,037	1,040
未払税等	382	857	475
預り金	116	194	78
委託業者預り金	1,750	1,500	250
回数券	7,203	4,971	2,232
固定負債	0	0	0
負債の部合計	19,272	23,231	3,959
正味財産の部			
正味財産	42,793	50,194	7,401
負債及び正味財産合計	62,065	73,425	11,360

(7) 飯田市からの補助金・委託料

ア.飯田市からの補助金は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	18年度決算額	19年度予定額
派遣職員人件費補助金	6,682	6,682
アンバマイ館管理運営費補助金	550	550
振興公社施設等運営受託費補助金	8,318	318
合計	15,550	7,550

・上記補助金は、(6)財務状況、ア.収支決算の比較、収入の部、3補助金等収入(市)へ計上されている。

・平成18年度は振興公社施設等運営受託費補助金について、800万円の特別補助がなされている。

イ.飯田市からの委託料は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	18年度決算額	19年度予定額
トイレ管理運営委託事業	700	700
源泉管理委託事業	750	750
合計	1,450	1,450

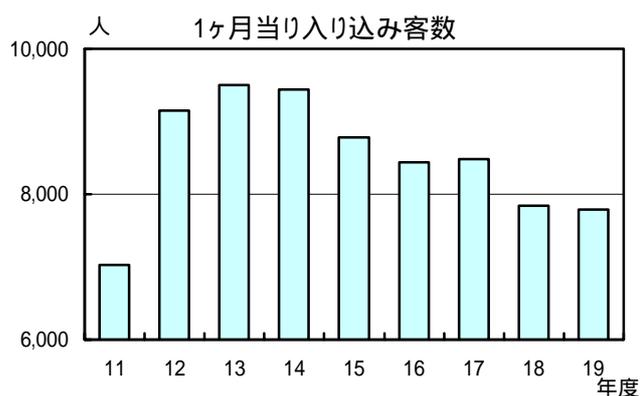
・上記委託料は、(6)財務状況、ア.収支決算の比較、収入の部、2事業収入、その他の収入へ計上されている。

(8) 経営について

遠山郷観光については、南信濃地区の日帰り入浴施設「かぐらの湯」(飯田市の指定管理)と、上村地区の宿泊施設「ハイランドしらびそ」(特別会計にて飯田市直営)が中核となっており、誘客の面からも三遠南信自動車道の開通が待たれるところである。

「かぐらの湯」への来客数の推移は次表のとおりであるが、平成13年度をピークに減少傾向である。観光客は主に浜松地方からの来客であるが、道路状況や天候の影響を受けやすいことに加え、燃料費の高騰や、浜松市内に大型温泉施設が開設されたことなど、マイナス材料となっている。

年度	年間客数	1ヶ月当り
平成11年度	(7,024人)	7,024人
平成12年度	109,835人	9,153人
平成13年度	113,982人	9,499人
平成14年度	113,307人	9,442人
平成15年度	105,323人	8,777人
平成16年度	101,247人	8,437人
平成17年度	101,791人	8,483人
平成18年度	94,055人	7,838人
平成19年度	(77,911人)	7,791人



平成11年度は1ヶ月間、平成19年度は10ヶ月間の客数であるため、()書きとしてある。

一方、現在、公社が飯田市から指定管理を受けている諸施設については、民間資本の導入(民営化)の方針が示されており、地域協議会を含めた検討委員会で協議している。民営化にあたっては施設経営の健全化が必要であり、南信濃温泉交流施設かぐらの湯においては昨年度より食堂部門を委託から公社直営にするとともに、従業員のパート化などで、経営の改善を図っている。

1 監査の対象

有限会社いいだ有機（以下「いいだ有機」という。）
代表取締役 松沢武志
所在地 飯田市下久堅下虎岩 493 番地
上記団体の主管部署 産業経済部農業課

2 監査の期間

平成 19 年 12 月 7 日から平成 20 年 5 月 19 日まで

3 監査の範囲

出資団体として、主に平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）、18 年度（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）及び 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）の事業に係る出納その他の事務の執行について、監査対象とした。

4 監査の方法

いいだ有機に係る出納その他の事務・事業について、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受けて行った。

- （1）規約及び経理等に関する諸規程は整備されているか。
- （2）設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- （3）関係帳票の整備、記録は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- （4）収支の会計経理は適正か。また、経費節減は図られているか。
- （5）主管する部署による指導監督は適切に行われているか。

5 監査の結果及び、監査意見並びに、指摘事項

《監査結果》

いいだ有機の事業運営は、設立目的に沿って行われており、経費節減の努力も認められ、収支は現在黒字である。しかしながら利益は減少傾向にあり、今後も健全経営に努力されたい。
事務処理については一部に改善を要する事項が認められた。

《監査意見》

いいだ有機及び主管部課である産業経済部農業課に対する監査意見は次のとおりである。

いいだ有機に対する監査意見

堆肥センターの管理運営について、出資者であり堆肥製造を担当する大原酪農組合員がその経験を活かして効率的に作業を行い、建物や機械等に修繕箇所があった場合は可能な限り会社内で即応するなど経費の削減に努めている。今後もこのような取り組みを継続し、安定した経営に努め「食」と「農」を結ぶ地域内循環の新しい仕組みづくりの更なる発展に向けて、事業を推進されたい。

個別意見は次のとおりである

- ・組織の規模や実態に合わせ、社内規定等を見直し、整理されたい。
- ・売掛債権の管理をさらに徹底されたい。
- ・出資者であり生産堆肥の流通販売計画を担うみなみ信州農業協同組合（以下「農協」という。）へ積極的に働きかけ、販路拡大に努められたい。

- ・安定経営の視点から、事業系特定厨芥類（事業所等から排出される生ごみ）処理による収入を確保するため、搬出事業者に対する分別への理解を求める働きかけ等を継続されたい。

産業経済部農業課に対する監査意見

今後もいいだ有機の経営が健全で安定したものとなるよう、指導・助言・関係機関との連絡調整等引き続き配慮されたい。

個別意見は次のとおりである。

- ・生産堆肥の販路拡大について農協へ働きかけをされたい。
- ・飯田市は施設所有者として、今後予想される機器設備等の経年劣化に伴う修繕に適切に対応できるよう、長期的視野に立った施設管理計画に留意されたい。

《指摘事項》

いいだ有機に対する監査指摘事項及びそれに対する措置状況

- ・規程に沿って取締役会議事録の署名等を備えられたい。

【措置状況（回答）】

ご指摘のとおり対応する。また、新会社法制定に基づき、定款並びに諸規定について現在の運用に即した見直しを順次行っていく。

農業課に対する監査指摘事項及びそれに対する措置状況

- ・決算期末における残高等の確認は、金融機関の証明に基づいて実施されたい。

【措置状況（回答）】

ご指摘のとおり対応する。いいだ有機で決算期末における金融機関の残高証明を受け、今期末より実施する。

6 監査対象団体の概要等

(1) 設立と出資の目的

飯田市が目指す『環境文化都市』を具現化する施策の一環として位置づけられた飯田市堆肥センター（*）の管理運営について、事業の良好な推進に不可欠である良質な原料の確保・高品質堆肥の製造・堆肥の有効活用を可能にする仕組みづくりのため、堆肥化の原料となる乳牛糞を排出する大原酪農組合・きのこ廃培地を排出する農協・家庭生ごみの処理責任を負う飯田市の三者が、一定の責任と役割を担い相互連携する組織、いいだ有機を設立した。（設立年月日：平成15年7月2日）

酪農組合が施設の日常的な運転管理、農協が生産堆肥の流通販売計画、飯田市が施設の整備目的を達成するための総体的な事業調整を分担することで条件合意し、出資している。

* 飯田市堆肥センター（所在地：飯田市下久堅下虎岩317-19他）

県営中山間総合整備事業により整備された施設。家畜排せつ物・きのこ廃培地・家庭生ごみ等の有機性廃棄物を原料としたリサイクル堆肥を生産し、この堆肥の域内流通による土作りの推進、循環型で持続的な農業振興、農村の生活・営農環境の向上を図ることを目的として設置され完成後に県より無償譲渡を受けた。

飯田市が管理運営業務をいいだ有機に委託している。

(2) 事業の内容

ア.発酵堆肥の製造及び販売

イ.発酵堆肥の散布その他農作業の代行及び請負

ウ.前各号に付帯する一切の事業

(3) 出資の状況

飯田市が120万円、そのほかに農協が30万円、大原酪農組合の組合員5人が各30万円(設立当初は6人、各25万円)出資している。

(4) 組織(平成19年4月1日現在)

役員は代表取締役1名、取締役2名がおかれ、取締役の内の1名に副市長が就任している。個人出資者である酪農農家5人が社員として事業を運営している。

(5) 財務状況

ア.比較損益計算書

(単位:千円 該当科目無しは空欄で表記)

科目	年度	平成17年度 第3期(A)	平成18年度 第4期(B)	増減 (B-A)
【売上高】		14,108	11,685	2,423
事業受託収入		1,043	1,043	0
堆肥売上高		3,053	3,330	277
事業負担金収入		1,383	1,177	206
処理料収入		8,629	6,135	2,494
【売上原価】		10,768	9,232	1,536
当期製品製造原価		10,768	9,232	1,536
売上総利益		3,340	2,453	887
【販売費及び一般管理費】		730	730	0
広告宣伝費		30	49	19
堆肥運搬費		348	250	98
賃借料		18	0	18
消耗品費		108	135	27
支払保険料		53	114	61
租税公課		14	0	14
通信費		35	66	31
会議費		29	41	12
雑費		95	75	20
営業利益		2,610	1,723	887
【営業外収益】		193	308	115
受取利益		0	1	1
雑収入		193	307	114
経常利益		2,803	2,031	772

税引前当期純利益	2,803	2,031	772
法人税住民税等	860	661	199
当期純利益	1,943	1,370	573
前期繰越利益	2,122	4,066	1,944
当期末処分利益	4,065	5,436	1,371

イ.比較貸借対照表

(単位：千円 該当科目無しは空欄で表記)

科目 \ 年度	平成 17 年度 第 3 期 (A)	平成 18 年度 第 4 期 (B)	増減 (B - A)
流動資産	8,561	9,561	1,000
現金	465	636	171
普通預金	4,403	5,713	1,310
売掛金	2,325	2,436	111
仕掛品	825	346	479
未収入金	6		6
仮払税金	537	430	107
固定資産	570	180	390
有形固定資産	570	180	390
繰延資産	633	538	95
資産合計	9,764	10,279	515
流動負債	2,698	1,843	855
買掛金・未払金	1,837	1,182	655
未払法人税等	861	661	200
株主資本	3,000	3,000	0
利益剰余金	4,066	5,436	1,370
(うち当期純利益)	1,943	1,370	573
資本合計	7,066	8,436	1,370
負債・資本合計	9,764	10,279	515

(6) 経営について

平成 18 年度当期純利益は 137 万円で、前年に比して 57 万 3 千円減少している。

堆肥販売高は平成 16 年度以降年々伸びてきているが、平成 18 年度に排出量最大手事業者が、消費期限切れ商品等の生ごみの処理について、全量焼却処分に方針変更したことにより、処理料収入が 3 割近い減収となった。今後は、必要な処理量を確保しつつ、良質な発酵堆肥の販路拡大により、安定経営を図ることが課題である。